石 巻 信 用 金 庫 理事長 高橋 賢志

金融円滑化に関する当金庫の取組み状況の公表について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項の 規定に基づき、同法第4条から第6条までの規定に基づいて行った取組み状況の概要を次 のとおりお知らせします。今後も当金庫は、地域のお客様に必要な資金を安定的に供給し、 地域経済発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

記

- 1.中小企業等金融円滑化のための基本方針・体制の概要
- 2 . ご返済条件の変更等のお申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制の概要
- 3. ご返済条件の変更等に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要
- 4 . 中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要
- 5 . 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第4条に基づ く措置の実施状況
- 6.中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第5条に基づく措置の実施状況

詳細は次ページ以降をご覧ください。



【中小企業等金融円滑化のための基本方針】

石巻信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、 地域経済発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注し て取組みます。

1.取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命であり、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2.金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下の通り、必要な体制整備を図りました。

- ・本基本方針を策定し理事会で決議。(平成22年1月15日)
- ・金融円滑化管理規程を策定。(平成22年1月15日)
- ・金融円滑化管理責任者を選任し取組みを強化。(平成 21年 12月 14日)
- ・金融円滑化対応委員会を設置し、多面的に円滑化の方法を検討。(平成 21 年 12 月 14日)
- ・宮城県信用保証協会との金融円滑化対応保証制度に関する覚書の締結。(平成 21 年 12 月 25 日)
- ・本部に設置されている企業支援部にて改善相談や改善計画策定など、きめ細かな経営 改善支援をさらに行います。
- ・事業価値を見極める能力(目利き力)向上のための研修等を職員に継続的に行ってお客様の良き相談相手になるように努めます。

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めます。

【中小企業等金融円滑化のための体制】

1.金融円滑化管理に係る最終意思決定機関を理事会とし、次の役割を担います。

当金庫の基本方針及び内部管理基本方針を踏まえ、中小企業等金融円滑化のための基本方針を定め、それに基づき金融円滑化管理規程を策定します。

金融円滑化基本方針の周知徹底を図るとともに、定期的または必要に応じて見直しを図ります。

金融円滑化基本方針に基づく金融円滑化管理を行うための体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて管理体制の改善を図ります。

金融円滑化管理を行うため、金融円滑化管理責任者を定めるとともに、その業務に精通した人材の育成、専担部署の配置、経営支援態勢等の適切な実施を図ります。

定期的にまたは必要に応じて、経営に重大な影響を与える、または顧客の利益が著しく 阻害される事案の報告を受け、改善のための指示を行います。

金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化管理に関する重要な事項について協議します。

2.金融円滑化管理責任者を審査・管理担当理事とし、金融円滑化管理全般を統括する部門を審査部とします。金融円滑化管理責任者及び金融円滑化管理部門は、次の役割を担います。

金融円滑化管理規程及び金融円滑化マニュアルを関係業務部門及び営業店等の金融円滑化に関する業務に従事する職員に遵守させるための具体的施策を実施します。

関係業務部門及び営業店等に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示し、これらの部門等における金融円滑化が適切に行われるよう管理します。 関係業務部門及び営業店等において適切な金融円滑化の実施を確保するため、定期的にまたは必要に応じて随時、関連情報を収集し、当該情報を適切に管理するとともに、その内容を分析します。

金融円滑化管理を適切に実施できるよう、関連情報の分析結果をもとに、必要に応じて 随時、関係業務部門及び営業店等に対して指導・監督等を行います。

中小企業者等金融円滑化法を踏まえ、中小企業者からの新規融資や事業性資金に係る貸付条件の変更等に関する相談・申込み、住宅資金借入者からの住宅資金に係る貸付条件の変更等に関する相談・申込みについて、適切な対応が行われるよう具体的な施策を実施します。

中小企業者等金融円滑化法に基づく開示や当局への報告について、適切なものとなっているか確認します。

適切な金融円滑化管理の実施を確保するため、必要に応じて関係業務部門及び営業店等

と連携し、金融円滑化管理に取組みます。

上記以外の中小企業者等金融円滑化法を踏まえた対応が適切に行えるよう必要な体制を整備します。

3.金融円滑化法に基づいた支援措置等に対する指導、チェックを目的とし、金融円滑化管 理責任者を委員長とした金融円滑化法対応委員会を設置し、次の策定を行います。委員 会は毎月開催し、委員長は委員会の決定事項や対応事項を常勤理事会に報告します。

法の規定に基づく措置の実施に関する方針の策定

法の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の整備

法の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の整備

法の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の整備

前項 の基本方針に沿った業績評価基準の検討

前項 及び に関する記録の保存方法

当該措置の内外報告および検証方法

苦情、相談対応方法

【ご返済条件の変更等のお申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制の概要】

1.相談受付体制の整備

金融円滑化相談窓口の設置

全店舗において午前9時から午後5時まで相談窓口を設置しています。

休日相談窓口の設置

毎週日曜日、向陽支店において午前9時から午後4時30分まで住宅ローン等に関しての相談会を開催しています。

2 . 金融円滑化対応委員会の設置

方針、体制整備等を策定し、実施状況をモニタリング、検証等を行い適切に対応するため、金融円滑化対応委員会を設置しています。

3 . 金融円滑化管理責任者の設置

中小企業者等金融円滑化法を踏まえた対応が迅速かつ適切に行えるよう必要な体制を整

備し適切に管理するため、金融円滑化管理責任者を設置しています。

4 . 対応状況を適切に把握するための体制

営業店は、返済条件の変更等に係る相談があった場合は、相談受付簿に内容を記録し審査課へ報告します。きめ細く真摯に対応し、申込みとなった場合は、管理シートを作成し、申込み内容、信用保証協会や他金融機関等との連携、実行・謝絶・取下げの審査結果、集計に至るまでの一連の経過管理を行い、内容は漏れなく記録し5年間保存します。また、毎月末までの返済条件の条件変更等の実施状況について取り纏め、審査課に報告します。

審査課は営業店よりの返済条件の変更等に係る相談の報告を受け、金庫内ネットに掲示します。また、毎月末の営業店からの返済条件の条件変更等の実施状況の報告を受けて内容を点検し、全店分を集計・分析し金融円滑化管理責任者に報告します。

金融円滑化管理責任者は、毎月または必要に応じて常勤理事会、理事会等に対して金融円滑化関連情報または金融円滑化管理の状況について報告を行います。また、報告を受けた情報、理事会等に対して報告を行った情報のうち適切な金融円滑化の実施にあたって必要と判断した情報については、関係業務部門及び営業店等に対して還元し共有します。

理事会等は、金融円滑化管理責任者からの報告に基づき必要に応じて改善のための指示を行い、金融円滑化対応管理を適切に行う体制を整備します。

5 . 金融円滑化に向けた取組の評価基準

目標管理制度評価基準の営業店マネージメント管理項目とします。

【ご返済条件の変更等に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要】

- 1.本店営業部、湊支店、門脇支店、向陽支店、開北支店、山下支店、鹿妻支店、大街道支店、矢本支店、赤井支店、女川支店、鹿島台支店の全営業店および本部総務部に返済条件の変更等に係る苦情相談窓口を設置しました。営業店は金融円滑化に係る苦情相談窓口の案内版を設置し顧客に分かるよう明示し適切に対応します。
- 2.返済条件の変更等に係る苦情相談があった場合は、苦情処理規定により迅速・誠実に対応し、内容を苦情処理受付簿兼処理状況表に記録し総務人事課を経由して審査課に報告

します。審査課は実態把握を早急に進め、金融円滑化管理責任者に報告し、金融円滑化 対応委員会、営業店並びに関連各部と連携し問題解決に努めます。金融円滑化管理責任 者は、定期的にまたは必要に応じて理事会等に報告します。

3.理事会等は、金融円滑化管理責任者からの報告に基づき協議し、必要に応じて改善のための指示を行います。

【中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要】

- 1.経営改善の支援を行うため、営業店、本部企業支援課において、顧客からの要請のもと経営改善計画の策定支援を行います。
- 2. 営業店は貸付条件の変更を行った先に対して継続的な企業訪問を行います。訪問は、顧客により支店長、渉外代理、渉外担当者等が月1回以上行い、経営実態の十分な把握に努め、改善計画の進捗管理指導、経営相談等などの支援を行います。
- 3.企業支援課は、四半期ごとに営業店を臨店し、管理状況等の指導を行います。
- 4.営業店は、支援状況および進捗状況等の内容について専用帳票に記録し、四半期ごとに 審査課へ報告します。審査課は、対応状況を分析し金融円滑化管理責任者に報告します。 金融円滑化管理責任者は、常勤理事会に報告するとともに営業店に指導・監督を行い、金融円滑化が適切に行われるよう管理します。

【中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第4条に基づく措置の実施状況(別表1から別表4まで)】

(別表1)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 [債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

					<u> </u>	7/3/3/
	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを 受けた貸付債権の額	416	899				
うち、信用保証協会等による 債務の保証を受けていなかっ た貸付債権の額	306	506				
うち、実行に係る貸付債 権の額	250	417				
うち、信用保証協会 が条件変更対応保証 を応諾する旨の判断 を示した貸付債権の 額	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債 権の額	0	0				
うち、信用保証協会 が条件変更対応保証 を応諾する旨の判断 を示した貸付債権の 額	0	0				
うち、審査中の貸付債権 の額	56	75				
うち、取下げに係る貸付 債権の額	0	13				
うち、信用保証協会等による 債務保証を受けていた貸付債 権の額	109	393				
うち、実行に係る貸付債 権の額	63	189				
うち、謝絶に係る貸付債 権の額	0	0				
うち、信用保証協会 等が債務の保証を応 諾する旨の判断を示 した貸付債権の額	0	0				
うち、審査中の貸付債権 の額	45	201				
うち、取下げに係る貸付 債権の額	0	2				

(別表 2)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 [債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

		平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	
	条件の変更等の申込みを 付債権の数	32	89				
債務	うち、信用保証協会等による 債務の保証を受けていなかっ た貸付債権の数		43				
	うち、実行に係る貸付債 権の数	9	30				
	うち、信用保証協会 が条件変更対応保証 を応諾する旨の判断 を示した貸付債権の 数	0	0				
	うち、謝絶に係る貸付債 権の数	0	0				
	うち、信用保証協会 が条件変更対応保証 を応諾する旨の判断 を示した貸付債権の 数	0	0				
	うち、審査中の貸付債権 の数	7	11				
	うち、取下げに係る貸付 債権の数	0	2				
	、信用保証協会等による 保証を受けていた貸付債 数	16	46				
	うち、実行に係る貸付債 権の数	9	27				
	うち、謝絶に係る貸付債 権の数	0	0				
	うち、信用保証協会 等が債務の保証を応 諾する旨の判断を示 した貸付債権の数	0	0				
	うち、審査中の貸付債権 の数	7	18				
	うち、取下げに係る貸付 債権の数	0	1				

(別表3)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:百万円)

_	(12.1731							
			平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
を る し 条 こ ら	信用保証協会等による債務の保証 を受けていなかった貸付債権に係 る債務者のうち他の金融機関に対 しても法の施行日以後に貸付けの 条件の変更等の申込みが行われた ことを確認することができた者か ら、貸付けの条件の変更等の申込 みを受けた貸付債権の額		145	189				
	うち、実行に係る貸付債権の 額		132	152				
		うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付 債権の額	0	0				
	うち 額	5、謝絶に係る貸付債権の	0	0				
		うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0				
	うち	5、審査中の貸付債権の額	13	32				
	うち の額	5、取下げに係る貸付債権 負	0	3				

(別表4)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:件)

_								
			平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
をるし条こら、	信用保証協会等による債務の保証 を受けていなかった貸付債権に係 る債務者のうち他の金融機関に対 しても法の施行日以後に貸付けの 条件の変更等の申込みが行われた ことを確認することができた者か ら、貸付けの条件の変更等の申込 みを受けた貸付債権の数		4	11				
	うち、実行に係る貸付債権の 数	2	5					
		うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付 債権の数	0	0				
-	うち 数	5、謝絶に係る貸付債権の	0	0				
		うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0				
	うち	5、審査中の貸付債権の数	2	5				
	うち の数	5、取下げに係る貸付債権 び	0	1				

【中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第5条に基づく措置の実施状況(別表5から別表6)】

(別表 5)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:百万円)

_	(十座・山バ)						
		平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
	けの条件の変更等の申込みを た貸付債権の額	58	180				
	うち、実行に係る貸付債権の 額	0	111				
	うち、謝絶に係る貸付債権の 額	0	0				
	うち、審査中の貸付債権の額	58	16				
	うち、取下げに係る貸付債権 の額	0	52				

(別表6)貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

					(1 1	<u>и • п / </u>
	平成21 年12月 末	平成22 年3月末	平成22 年4月末	平成22 年9月末	平成22 年12月 末	平成23 年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを 受けた貸付債権の数	4	14				
うち、実行に係る貸付債権の 数	0	10				
うち、謝絶に係る貸付債権の 数	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	4	1				
うち、取下げに係る貸付債権 の数	0	3				